

重要事項説明書

記入年月日	2021	年	7	月	1	日
記入者名	佐藤 慎也					
所属・職名	シャローム・施設長					

1 事業主体概要

種類	2 法人					
	※法人の場合、その種類			3 医療法人		
名称	(ふりがな)	しゃかいいりょうほうじん ふくしまこうせいかい				
	社会医療法人 福島厚生会					
法人番号	法人番号有無		1 有			
	法人番号		9380005000032			
主たる事務所の所在地	〒	960	－	8251		
	福島県福島市北沢又字成出16番地の2					
連絡先	電話番号			-		-
	FAX番号			-		-
	メールアドレス		info		@	daiichihosp.jp
	ホームページ有無		1 有			
	ホームページアドレス		http://		www.daiichihosp.jp	
代表者	氏名		千葉 勝実			
	職名		理事長			
設立年月日	1952	年	6	月	30	日
主な実施事業	※別添1 (別に実施する介護サービス一覧表)					

2 有料老人ホーム事業の概要

(住まいの概要)

名称	(ふりがな)	かいごつきゆうりょうろうじんほーむ しゃろーむ					
	介護付有料老人ホーム シャローム						
所在地	〒	960	-	0241			
	福島県福島市笹谷字上成出15番1						
所在地 (建物名等)							
市町村コード	都道府県	福島県		市区町村	072010 福島市		
主な利用交通手段	最寄り駅	福島交通飯坂線 笹谷					駅
	交通手段と所要時間	①電車利用の場合 福島交通飯坂線 笹谷駅で下車、徒歩5分 ②自動車利用の場合 飯坂海道 笹谷分岐点より中野方面へ 約400m直進					
連絡先	電話番号		-		-		
	FAX番号		-		-		
	メールアドレス	shalom			@	daiichihosp.jp	
	ホームページ有無	1 有					
	ホームページアドレス	http://		www.daiichihosp.jp/shalom/			
管理者	氏名	佐藤 慎也					
	職名	施設長					
建物の竣工日	2015	年	3	月	31	日	
有料老人ホーム事業の開始日	2015	年	5	月	1	日	

(類型) 【表示事項】

類型	1 介護付（一般型特定施設入居者生活介護を提供する場合）						
1 又は 2 に該当する 場合	介護保険事業者番号	0770104792					
	指定した自治体名	福島市					
	事業所の指定日	2015	年	5	月	1	日
	指定の更新日（直近）	2021	年	5	月	1	日

3 建物概要

土地	敷地面積	2,118.05					m ²	
	所有関係	2 事業者が賃借する土地						
		2 事業者が賃借する土地の場合						
		賃貸の種別	2 定期貸借					
		抵当権の有無	2 なし					
		契約期間	1 あり					
			開始					
			2013	年	8	月	1	日
終了								
2043	年	7	月	31	日			
契約の自動更新	1 あり							
建物	延床面積	全体	2,101.83			m ²		
		うち老人ホーム部分	2,101.83			m ²		
	耐火構造	2 準耐火建築物						
		3 その他の場合						
	構造	2 鉄骨造						
		4 その他の場合						

建物	所有関係	1 事業者が自ら所有する建物					
		2 事業者が賃借する土地の場合					
		賃貸の種別					
		抵当権の有無					
		契約期間	開始				
				年		月	日
			終了				
	年		月	日			
契約の自動更新							
居室の状況	居室区分 【表示事項】	1 全室個室（縁故者個室含む）					
		2 相部屋ありの場合					
		最少		人部屋			
	最大		人部屋				
		トイレ	浴室	面積	戸数・室数	区分	
	タイプ1	1 有	2 無	18 m ²	37	3 介護居室個室	
	タイプ2	1 有	2 無	18.93 m ²	12	3 介護居室個室	
	タイプ3	1 有	2 無	18.97 m ²	1	3 介護居室個室	
	タイプ4	1 有	1 有	22.47 m ²	2	3 介護居室個室	
	タイプ5			m ²			
	タイプ6			m ²			
	タイプ7			m ²			
	タイプ8			m ²			
タイプ9			m ²				
タイプ10			m ²				

共用施設	共用便所における便房	5	ヶ所	うち男女別の対応が可能な便房		ヶ所	
				うち車椅子等の対応が可能な便房	4	ヶ所	
	共用浴室	4	ヶ所	個室	4	ヶ所	
				大浴場		ヶ所	
	共用浴室における介護浴槽	1	ヶ所	チェアー浴		ヶ所	
				リフト浴		ヶ所	
				ストレッチャー浴	1	ヶ所	
				その他		ヶ所	
	食堂	1	あり				
	入居者や家族が利用できる調理設備	2	なし				
エレベーター	2	あり (ストレッチャー対応)					
消防用設備等	消火器	1	あり				
	自動火災報知設備	1	あり				
	火災通報設備	1	あり				
	スプリンクラー	1	あり				
	防火管理者	1	あり				
	防災計画	1	あり				
緊急通報装置等	居室	1	全ての居室あり				
	便所	2	一部便所あり				
	浴室	1	全ての浴室あり				
	その他						
その他							

4 サービスの内容

(全体の方針)

運営に関する方針	当施設は、高齢者の方が住み慣れた地域で心身の健康を維持しつつ、介護が必要となっても個々のできる限りの自活を可能にする設備を備えた住宅であり、尊厳と生きがいを持って人生を送れるような住宅の提供を目指しています。
サービス提供内容に関する特色	自立を支援し、ケアプランに沿ったその方に適した介護サービスを提供します。
入浴、排せつ又は食事の介護	1 自ら実施
食事の提供	2 委託
洗濯・掃除等の家事の供与	2 委託
健康管理の供与	1 自ら実施
安否確認又は状況把握サービス	1 自ら実施
生活相談サービス	1 自ら実施

(介護サービスの内容) ※特定施設入居者生活介護の提供を行っていない場合は省略可能

特定施設入居者生活介護の加算の対象となるサービスの体制の有無	入居継続支援加算	(Ⅰ)	2 なし
		(Ⅱ)	2 なし
	生活機能向上連携加算	(Ⅰ)	2 なし
		(Ⅱ)	2 なし
	個別機能訓練加算	(Ⅰ)	1 あり
		(Ⅱ)	1 あり
	ADL維持等加算	(Ⅰ)	2 なし
		(Ⅱ)	2 なし
	夜間看護体制加算		2 なし
	若年性認知症入居者受入加算		2 なし
	医療機関連携加算		2 なし
	口腔衛生管理体制加算		2 なし
	口腔・栄養スクリーニング加算		2 なし
	科学的介護推進体制加算		2 なし
	障害者等支援加算		2 なし
	退院・退所時連携加算		2 なし
	看取り介護加算	(Ⅰ)	2 なし
		(Ⅱ)	2 なし
	認知症専門ケア加算	(Ⅰ)	2 なし
		(Ⅱ)	2 なし
サービス提供体制強化加算	(Ⅰ)	1 あり	
	(Ⅱ)	2 なし	
	(Ⅲ)	2 なし	

	介護職員処遇改善加算	(Ⅰ)	1	あり
		(Ⅱ)	2	なし
		(Ⅲ)	2	なし
	介護職員等特定処遇改善加算	(Ⅰ)	1	あり
(Ⅱ)		2	なし	
人員配置が手厚い介護サービスの実施の有無	2 なし			
	1 ありの場合			
	(介護・看護職員の配置率)			: 1

(医療連携の内容)

医療支援 ※複数選択可	<input type="radio"/>	救急車の手配		
	<input type="radio"/>	入退院の付き添い		
	<input type="radio"/>	通院介助		
	<input type="radio"/>	その他	診療訪問	
1	名称	社会医療法人 福島厚生会 福島第一病院		
	住所	福島市北沢又字成出16-2		
	診療科目	内科・外科・消化器科・心臓血管外科 ・循環器内科・整形外科		
	協力科目			
	協力内容	入居者の訪問診療、外来受診、入院治療		

協力医療機関	2	名称	社会医療法人 福島厚生会 厚生会クリニック
		住所	福島市鎌田字門丈壇4-1
		診療科目	内科
		協力科目	
		協力内容	入居者の訪問診療、外来受診
	3	名称	
		住所	
		診療科目	
		協力科目	
		協力内容	
協力歯科医療機関	1	名称	社会医療法人 福島厚生会 福島第一病院
		住所	福島市北沢又字成出16-2
		協力内容	入居者の訪問診療、外来受診
	2	名称	
		住所	
		協力内容	

(入居後に居室を住み替える場合※住み替えを行っていない場合は省略可能)

入居後に居室を住み替える場合 ※複数選択可		一時介護室へ移る場合	
		介護居室へ移る場合	
	○	その他	
判断基準の内容	心身状況の変化等により、現在の居室では生活上のリスクがあると判断した場合。		
手続きの内容	身元引受人と相談のうえ決定します。		
追加的費用の有無	1 あり		
居室利用権の取扱い	移動した居室に移ります		
前払金償却の調整の有無	2 なし		
従前の居室との仕様の変更	面積の増減	1 あり	
	便所の変更	2 なし	
	浴室の変更	1 あり	
	洗面所の変更	2 なし	
	台所の変更	2 なし	
	その他の変更		2 なし
		1 ありの場合	
		(変更内容)	

(入居に関する要件)

入居対象となる者 【表示事項】	自立している者	2	なし
	要支援の者	1	あり
	要介護の者	1	あり
留意事項	入居時および入居中、要支援または要介護認定を受けている方		
契約解除の内容	<p>【入居契約書「契約の終了」条項より】 次の各号のいずれかに該当する場合、本契約は終了します。 ① 入居者が死亡した場合（死亡日を本契約終了日とします） ② 入居者が入居契約書「入居者による中途解約」条項に基づき本契約を中途解約した場合 ③ 入居者が入居契約書「入居者による契約解除」条項に基づき本契約を解除した場合 ④ 入居者が事業者と別途締結している「（介護予防）特定施設入居者生活介護サービス契約書」が解約となった場合 ⑤ 事業者が入居契約書「事業者による契約解除」条項に基づき本契約を解除した場合 ⑥ 入居者が入居契約書第4条に適合しなくなった場合</p> <p>【入居契約書「入居者による中途解約」条項より】 ① 入居者は、入居者が希望する解約日の30日以上前に事業者が指定する書面により本契約の解約の意思表示をした場合には、本契約を解除することができます。但し、入居者の希望する解約日が解約の意思表示の日から30日に満たない場合は、当該所定の書面に記載された届出日の翌日から起算して30日目を本契約終了日とします。 ② 入居者が前項の書面を提出しないで退居した場合は、事業者が入居者の退居の事実を知った翌日から起算して30日目をもち、本契約は解除されたものと推定します。</p> <p>【入居契約書「入居者による契約解除」条項より】 入居者は次に掲げる事由が客観的に存在すると認められた場合には、直ちに本契約を解除することができます。 ① 事業者が入居者、そのご家族または身元引受人に対し不法行為を行った場合 ② 事業者が本契約に著しく違反し、入居者に対して重大な損害を発生させた場合 ③ 事業者が正当な理由なくサービスの提供を拒否した場合 ④ 事業者が破産手続開始の申立、民事再生手続開始の申立または会社更生手続開始の申立をし、または申立を受けた場合 ⑤ 上記各号の他、本契約を継続し難い重大な事情が認められる場合</p>		
事業主体から解約を求める場合	解約条項	<p>【入居契約書「事業者による契約解除」条項より】 1. 事業者は入居者が次の各号のいずれかに該当した場合には、本条第2項に定める規定に従い本契約を解除することができます。なお、原則として事業者は入居者および身元引受人と協議の場を設け誠実に協議することにより、本契約を解除するか否かを慎重に決定するものとします。 ① 入居者による費用または料金の支払いが遅延し、催告にも関わらず支払われない場合 ② 入居に必要な書類に虚偽の記載をし、または故意に不利益となる事実を告知しない等の不正手段により、事業者との信頼関係に支障をきたした場合 ③ 入居者が入居中に施設で対応困難な看護行為が必要となり、かつ事業者が関係法令に基づく施設での人員体制では対応が困難であると判断した場合 ④ 入居者または身元引受人、返還金受取人が法令または本契約の条項に違反し、事業者が改善の見込みがないと判断した場合 ⑤ 入居者または身元引受人、返還金受取人が事業者、その従業員または他の入居者の生命、身体、財産もしくは信用を傷つける恐れがあり、事業者がこれを防止できないと判断した場合 ⑥ 地震等の天災、関係法令の変更、その他やむを得ない事情によって継続的な施設運営が困難になった場合 ⑦ 前各号の他、入居者、そのご家族または身元引受人と事業者の信頼関係に支障をきたし、その回復が困難であり事業者が適切なサービスの提供を継続できないと判断した場合 2. 事業者は前項に基づき本契約を解除するためには、次に掲げる手続きを経るものとします。 ①前項第①号、第④号に基づく解除は、原則として3ヶ月の催告期間を要するものとします。 ②前項第②号、第③号、第⑤号、第⑥号、第⑦号に基づく解除は、催告期間を要せず直ちに解除できるものとします。 ③ 入居者の移転先の有無について確認し、移転先がない場合には入居者、そのご家族、身元引受人または関係機関と協議し、移転先の確保について協力するものとします。 ④ 前項第③号の規程に基づく本契約の解除の場合は、前各号の手続きに加え医師の意見を聴くものとします。</p>	
	解約予告期間	3	ヶ月
入居者からの解約予告期間	1	ヶ月	
体験入居の内容	1	あり	
	1	ありの場合	2泊3日を限度とし、費用は5,000円（税別・1日当り）発生するものとします。その他、食費・介護費は実費となります。
入居定員	52	人	
その他			

5 職員体制

※ 有料老人ホームの職員について記載すること(同一法人が運営する他の事業所の職員については記載する必要はありません)。

(職種別の職員数)

	職員数 (実人数)			常勤換算人数 ※1 ※2
	合計	常勤	非常勤	
管理者	1	1	0	1
生活相談員	2	2	0	2
直接処遇職員	21	19	2	20.2
介護職員	18	16	2	17.2
看護職員	3	3	0	3
機能訓練指導員	1	1	0	1
計画作成担当者	1	1	0	1
栄養士		0	0	0
調理員		0	0	0
事務員	1	1	0	1
その他職員	7		7	2.5
1週間のうち、常勤の従業者が勤務すべき時間数 ※2				40 時間
※1 常勤換算人数とは、当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の人数を常勤の従業者の人数に換算した人数をいう。 ※2 特定施設入居者生活介護等を提供しない場合は、記入不要				

(資格を有している介護職員の人数)

	合計		
		常勤	非常勤
社会福祉士		0	0
介護福祉士	17	16	1
実務者研修の修了者		0	0
初任者研修の修了者	1	0	1
介護支援専門員			

(資格を有している機能訓練指導員の人数)

	合計		
		常勤	非常勤
看護師又は准看護師	3	3	0
理学療法士	1	1	0
作業療法士		0	0
言語聴覚士		0	0
柔道整復士		0	0
あん摩マッサージ指圧師		0	0
はり師			
きゅう師		0	0

(夜勤を行う看護・介護職員の人数)

夜勤帯の設定時間	(16 時 30 分 ~ 9 時 0 分)		
	平均人数	最少時人数 (休憩者等を除く)	
看護職員		人	人
介護職員	2	人	2 人

(特定施設入居者生活介護等の提供体制)

特定施設入居者生活介護の利用者に対する看護・介護職員の割合 (一般型特定施設以外の場合、本欄は省略可能)	契約上の職員配置比率※ 【表示事項】	c:2.5 : 1 以上	
	実際の配置比率 (記入日時点での利用者数 : 常勤換算職員数)	2.2	: 1

※ 広告、パンフレット等における記載内容に合致するものを選択

外部サービス利用型特定施設である有料老人ホームの介護サービス提供体制 (外部サービス利用型特定施設以外の場合、本欄は省略可能)	ホームの職員数		人
	訪問介護事業所の名称		
	訪問看護事業所の名称		
	通所介護事業所の名称		

(職員の状況)

管理者	他の職務との兼務		2 なし								
	業務に係る資格等	1 あり									
		1 ありの場合		資格等の名称		社会福祉士・介護支援専門員					
看護職員		介護職員		生活相談員		機能訓練指導員		計画作成担当者			
常勤		非常勤		常勤		非常勤		常勤		非常勤	
前年度1年間の採用者数		0	0	0	1	0	0	1	0	0	0
前年度1年間の退職者数		0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
業務に従事した経験年数に応じた職員の人数	1年未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1年以上3年未満	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
	3年以上5年未満	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
	5年以上10年未満	0	0	1	0	0	0	1	0	1	0
	10年以上	3	0	15	2	0	0	0	0	0	0
従事者の健康診断の実施状況		1 あり									

6 利用料金

(利用料金の支払い方法)

居住の権利形態 【表示事項】		1 利用権方式		
利用料金の支払い方式 【表示事項】		3 月払い方式		
		4 選択方式の場合、該当する方式をすべて選択		
			全額前払い方式	
			一部前払い・一部月払い方式	
		月払い方式		
年齢に応じた金額設定		2 なし		
要介護状態に応じた金額設定		2 なし		
入院等による不在時における利用料金（月払い）の取扱い		1 減額なし		
		3 不在期間が○日以上の場合に限り、日割り計算で減額の場合		
			不在期間が	日以上
利用料金の改定	条件	施設が所在する地域の自治体が発表する消費者物価指数および人件費等を勘案する。		
	手続き	運営懇談会の意見を聴いたうえで改定する。		

(利用料金のプラン【代表的なプランを2例】)

		プラン1	プラン2	
入居者の状況	要介護度	要支援2		
	年齢	80歳	85歳	
居室の状況	床面積	18.93㎡	18㎡	
	便所	1 有	1 有	
	浴室	2 無	2 無	
	台所	2 無	2 無	
入居時点で必要な費用	前払金	0円	0円	
	敷金	100,000円	100,000円	
月額費用の合計		192,790円	211,680円	
サービス費用	家賃	79,000円	77,000円	
	特定施設入居者生活介護※1の費用	9,330円	20,220円	
	介護保険外※2	食費	53,460円	53,460円
		管理費	36,000円	36,000円
		介護費用	0円	0円
		光熱水費	5,000円	5,000円
		その他	10,000円	20,000円
※1 介護予防・地域密着型の場合を含む。 ※2 有料老人ホーム事業として受領する費用(訪問介護などの介護保険サービスに関わる介護費用は、同一法人によって提供される介護サービスであっても、本欄には記入していない)				

(利用料金の算定根拠)

費目	算定根拠
家賃	施設建設費、営繕費等を勘案し、地域の相場により算出しています。
敷金	家賃の 約1.3 ヶ月分
介護費用 ※介護保険サービスの自己負担額は含まない。	なし

管理費	施設維持管理費・修繕費、事務費、電気・ガス・水道・下水および環境衛生費、その他共同の益に供する全ての費用
食費	外部委託業者の支払いに充当し、朝食450円、昼食600円、夕食600円とし、1日当たり1人1,650円で計算しています。また、特別食（医師の指示による治療食を含む）等は、その内容に応じ別途費用が必要です。なお3日前までに届出をした場合の欠食については食費の請求を行いません（厨房管理費を除く）。
光熱水費	居室内の電気代は、メーター検針による実費です。（居室水道代は管理費に含みます）
利用者の個別的な選択によるサービス利用料	別添 2
その他のサービス利用料	おむつ代、理美容、定期健康診断、医師の訪問診療・外来受診・入院等の医療費、クリーニング代、寝具レンタル代、福祉用具レンタル代、レクリエーションに係る諸費（材料費、レンタカー代、食費等）、介護保険給付対象外費用、その他個人的な支出立替分等

（特定施設入居者生活介護に関する利用料金の算定根拠）

※ 特定施設入居者生活介護等の提供を行っていない場合は省略可能

費目	算定根拠
特定施設入居者生活介護※に対する自己負担額	介護保険法に則り自己負担額を徴収します。
特定施設入居者生活介護※における人員配置が手厚い場合の介護サービス（上乘せサービス）	なし
※ 介護予防・地域密着型の場合を含む。	

(前払金の受領) ※前払金を受領していない場合は省略可能

算定根拠			
想定居住期間 (償却年月数)			ヶ月
償却の開始日		入居日	
想定居住期間を超えて契約が継続する場合に備えて受領する額 (初期償却額)			円
初期償却率			%
返還金の算定方法	入居後 3 月以内の契約終了		
	入居後 3 月を超えた契約終了		
前払金の保全先	1 全国有料老人ホーム協会以外の場合		
	名称		

7 入居者の状況【冒頭に記した記入日現在】

(入居者の人数)

性別	男性	6	人
	女性	40	人
年齢別	65歳未満	0	人
	65歳以上75歳未満	2	人
	75歳以上85歳未満	4	人
	85歳以上	40	人
要介護度別	自立	0	人
	要支援1	2	人
	要支援2	2	人
	要介護1	9	人
	要介護2	8	人
	要介護3	10	人
	要介護4	9	人
	要介護5	6	人
入居期間別	6ヶ月未満	15	人
	6ヶ月以上1年未満	1	人
	1年以上5年未満	27	人
	5年以上10年未満	3	人
	10年以上15年未満	0	人
	15年以上	0	人

(入居者の属性)

平均年齢	89.7	歳
入居者数の合計	46	人
入居率※	88.4	%
※ 入居者数の合計を入居定員数で除して得られた割合。一時的に不在となっている者も入居者に含む。		

(前年度における退去者の状況)

退去先別の人数	自宅等	0	人
	社会福祉施設	0	人
	医療機関		人
	死亡	17	人
	その他	3	人
生前解約の状況	施設側の申し出	(解約事由の例)	
	入居者側の申し出	32	人
		(解約事由の例)	
	他施設へ入居のため		

8 苦情・事故等に関する体制

(利用者からの苦情に対応する窓口等の状況)

窓口 1										
窓口の名称		介護付有料老人ホーム シャローム								
電話番号			-		-					
対応している時間	平日	9	時	0	分	～	17	時	0	分
	土曜	9	時	0	分	～	17	時	0	分
	日曜・祝日	9	時	0	分	～	17	時	0	分
定休日		なし								

窓口 2										
窓口の名称		福島市健康福祉部長寿福祉課								
電話番号			-		-					
対応している時間	平日	9	時	0	分	～	17	時	0	分
	土曜		時		分	～		時		分
	日曜・祝日		時		分	～		時		分
定休日		土曜日・日曜日・祝日・年末年始								
窓口 3										
窓口の名称		福島県国民健康保険団体連合会								
電話番号			-		-					
対応している時間	平日	9	時	0	分	～	17	時	0	分
	土曜		時		分	～		時		分
	日曜・祝日		時		分	～		時		分
定休日		土曜日・日曜日・祝日・年末年始								
窓口 4										
窓口の名称										
電話番号			-		-					
対応している時間	平日		時		分	～		時		分
	土曜		時		分	～		時		分
	日曜・祝日		時		分	～		時		分
定休日										
窓口 5										
窓口の名称										
電話番号			-		-					
対応している時間	平日		時		分	～		時		分
	土曜		時		分	～		時		分
	日曜・祝日		時		分	～		時		分
定休日										

(サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応)

損害賠償責任保険の加入状況	1 あり	
	1 ありの場合	
	その内容	介護保険・社会福祉事業総合保険
介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応	1 あり	
	1 ありの場合	
	その内容	事業者は、事業者の責めに帰すべき事由により入居者またはそのご家族の生命、身体、財産または名誉に損害を発生させた場合には、直ちに必要な措置を講ずるとともに、速やかにその損害を賠償するものとします。但し、入居者にも責めに帰すべき事由が存在するときは、賠償額が減額されるものとします。
事故対応及びその予防のための指針	1 あり	

(利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等)

利用者アンケート調査、意見箱等利用者の意見等を把握する取組の状況	1 あり	
	1 ありの場合	
	実施日	ご意見箱を常時設置
	結果の開示	2 なし
第三者による評価の実施状況	2 なし	
	1 ありの場合	
	実施日	
	評価機関の名称	
	結果の開示	

9 入居希望者への事前の情報開示

入居契約書の雛形	3 公開していない
管理規程	3 公開していない
事業収支計画書	3 公開していない
財務諸表の要旨	3 公開していない
財務諸表の原本	3 公開していない

10 その他

運営懇談会	1 あり	
	1 ありの場合	
	(開催頻度) 年	1 回
	2 なしの場合	
	1 代替措置ありの場合	
	(内容)	
提携ホームへの移行 【表示事項】	2 なし	
	1 ありの場合	
	提携ホーム名	
有料老人ホーム設置時の 老人福祉法第29条第1項 に規定する届出	1 あり	
高齢者の居住の安定確保 に関する法律第5条第1 項に規定するサービス付 き高齢者向け住宅の登録	2 なし	
有料老人ホーム設置運営 指導指針「5. 規模及び 構造設備」に合致しない 事項	2 なし	
	1 ありの場合	
	合致しない事項が ある場合の内容	
	「6. 既存建築物 等の活用の場合等 の特例」への適合 性	
有料老人ホーム設置運営 指導指針の不適合事項		
	不適合事項がある 場合の内容	

備考

添付書類： 別添 1（別の実施する介護サービス一覧表）
別添 2（個別選択による介護サービス一覧表）

※ _____様

説明年月日 年 月 日

説明者署名

※ 契約を前提として説明を行った場合は、説明を受けた者の署名を求める。

別添1 事業主体が当該都道府県、指定都市、中核市内で実施する他の介護サービス等

介護サービスの種類	有無	主な事業所の名称	所在地	併設	隣接
＜居宅サービス＞					
訪問介護	2 無				
訪問入浴介護	2 無				
訪問看護	1 有	訪問看護ステーションささや	福島市北沢又字成出16-2		
訪問リハビリテーション	1 有	福島第一病院指定訪問リハビリテーション	福島市北沢又字成出16-2		
居宅療養管理指導	2 無				
通所介護	2 無				
通所リハビリテーション	1 有	介護老人保健施設ホリスティカかまた指定通所リハビリテーション	福島市鎌田字門丈壇4-1		
短期入所生活介護	2 無				
短期入所療養介護	1 有	介護老人保健施設ホリスティカかまた	福島市鎌田字門丈壇4-1		
特定施設入居者生活介護	2 無				
福祉用具貸与	2 無				
特定福祉用具販売	2 無				
＜地域密着型サービス＞					
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	2 無				
夜間対応型訪問介護	2 無				

介護サービスの種類	有無	主な事業所の名称	所在地	併設	隣接
地域密着型通所介護	2 無				
認知症対応型通所介護	2 無				
小規模多機能型居宅介護	2 無				
認知症対応型共同生活介護	2 無				
地域密着型特定施設入居者生活介護	2 無				
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	2 無				
看護小規模多機能型居宅介護	2 無				
居宅介護支援	2 無				
<居宅介護予防サービス>					
介護予防訪問入浴介護	2 無				
介護予防訪問看護	1 有	訪問看護ステーションささや	福島市北沢又字成出16-2		
介護予防訪問リハビリテーション	1 有	福島第一病院指定訪問リハビリテーション	福島市北沢又字成出16-2		
介護予防居宅療養管理指導	2 無				
介護予防通所リハビリテーション	1 有	介護老人保健施設ホリスティカかまた指定通所リハビリテーション	福島市鎌田字門丈壇4-1		
介護予防短期入所生活介護	2 無				
介護予防短期入所療養介護	1 有	介護老人保健施設ホリスティカかまた	福島市鎌田字門丈壇4-1		

介護サービスの種類	有無	主な事業所の名称	所在地	併設	隣接
介護予防特定施設入居者生活介護	2 無				
介護予防福祉用具貸与	2 無				
特定介護予防福祉用具販売	2 無				
＜地域密着型介護予防サービス＞					
介護予防認知症対応型通所介護	2 無				
介護予防小規模多機能型居宅介護	2 無	介護老人保健施設 ホリスティカかまた	福島市鎌田字門丈壇4-1		
介護予防認知症対応型共同生活介護	2 無				
介護予防支援	2 無				
＜介護保険施設＞					
介護老人福祉施設	2 無				
介護老人保健施設	1 有	介護老人保健施設 ホリスティカかまた	福島市鎌田字門丈壇4-1		
介護療養型医療施設	2 無				
介護医療院	2 無				
＜介護予防・日常生活支援総合事業＞					
訪問型サービス	2 無				
通所型サービス	2 無				
その他生活支援サービス	2 無				

特定施設入居者生活介護(地域密着型・介護予防を含む)の指定の有無

	特定施設入居者生活介護費で、実施するサービス(利用者一部負担※1)	個別の利用料金で、実施するサービス(利用者が全額負担)			備 考
		包含※2	都度※2	料金※3	
介護サービス					
食事介助	1 あり	2 なし			1日3回(朝・昼・夕)
排泄介助・おむつ交換	1 あり	2 なし			
おむつ代		1 あり		○	実費
入浴(一般浴)介助・清拭	1 あり	1 あり		○	週2回(3回目以降は有料)
特浴介助	1 あり	1 あり		○	週2回(3回目以降は有料)
身辺介助(移動・着替え等)	1 あり	2 なし			
機能訓練	1 あり	2 なし			生活リハビリを含む
通院介助	1 あり	1 あり		○	協力医療機関以外は有料 1,350円(税別)／30分
生活サービス					
居室清掃	1 あり	2 なし			
リネン交換	1 あり	2 なし			
日常の洗濯	2 なし	1 あり			
居室配膳・下膳	1 あり	2 なし			
入居者の嗜好に応じた特別な食事		2 なし			
おやつ		2 なし			
理美容師による理美容サービス		1 あり		○	外部業者委託(実費)
買い物代行	2 なし	1 あり		○	1,350円(税別)／30分
役所手続き代行	2 なし	1 あり		○	1,350円(税別)／30分
金銭・貯金管理		2 なし			
健康管理サービス					
定期健康診断		1 あり		○	年2回(実費)
健康相談	1 あり	2 なし			
生活指導・栄養指導	1 あり	2 なし			
服薬支援	1 あり	2 なし			
生活リズムの記録(排便・睡眠等)	1 あり	2 なし			
入退院時・入院中のサービス					
入退院時の同行	1 あり	1 あり		○	協力医療機関以外は有料 1,350円(税別)／30分
入院中の洗濯物交換・買い物	2 なし	2 なし			
入院中の見舞い訪問	1 あり	2 なし			

※1: 利用者の所得等に応じて負担割合が変わる(1割又は2割の利用者負担)。

※2: 「あり」を記入したときは、各種サービスの費用が、月額サービスの費用に包含される場合と、サービス利用の都度払いによる場合に応じて、いずれかの欄に○を記入する。

※3: 都度払いの場合、1回あたりの金額など、単位を明確にして記入する。